

第6回2008年漁業センサス研究会議事概要

1 日時：平成20年2月7日（木）16:00～17:50

2 場所：農林水産省第1特別会議室

3 出席者

（委員）加瀬和俊座長、齋藤壽典委員、作野広和委員、長屋信博委員、
鳴海岩男委員、舟岡史雄委員、山下東子委員

（事務局）大臣官房統計部長、統計部経営・構造統計課センサス統計室長ほか

4 議題

(1) 2008年漁業センサス実施計画について

(2) その他

5 議事概要

2008年漁業センサスの実施に係る統計委員会の審議経過、答申内容及び調査票の修正箇所について、事務局から報告した後に、答申を踏まえた実施計画概要について事務局案を説明し了承を得た。また、事務局から農林水産統計の再構築に向けた検討状況について説明した。

主な意見及び質疑は以下のとおり。（○：委員からの発言、→：事務局からの発言）

(1) 2008年漁業センサス実施計画

○ 統計委員会の産業統計部会において、以下の議論があったので補足する。

1点目は、漁船登録データの活用については、政府全体として様々な行政記録を一層活用していく観点から全体的な対応が必要であること。

2点目は、コミュニティ活動の把握については、混住が進んでいる中で、産業毎に捉えるのではなく、全体的に捉える必要があること。

3点目は、正確な統計を作成する観点から、調査方法については、一律的に簡素・効率化するのではなく、各調査の特徴に応じ十分検討する必要があること。

○ 産業統計部会の審議は円滑であり、コミュニティ活動の把握のあり方を始め実のある議論ができた。

○ コミュニティ活動の把握については、産業統計部会の議論に賛成する。漁業についてのみ抽出することに意味がないわけではないが、地域活動については全体的に把握することが必要である。

○ 従業者には、研修生を含めないこととしているが、農業や林業では一部に研修生の労働力を当てにしているところもあり、その実態を把握する必要があるのではないか。

- 従業者については、事業主やその家族以外は、雇用関係を基準としており、研修生は除くこととしている。
- 従業者の定義について、これまでと異なってくるので、調査を行う際や結果を公表する際に誤解のないようにされたい。
- 従業者には、これまでも個人事業主や無給の家族は含めていたが、今回新たに、派遣・出向受入者も含めるように定義したので、誤解のないように適切に対応したい。
- 漁業従事者については、11月1日現在で把握し、また、そのうち、年間海上作業日数が30日以上のを漁業就業者として把握してきた。一方、今回新たに追加された「新規就業者」の項目は、過去1年間の状態の変化で捉えることとしており、それぞれの捉え方の概念が違うので、調査を行う際や結果を公表する際に誤解のないようにされたい。
- 誤解のないように適切に対応したい。
- 都道府県が開催する実査市区町村説明会を9月下旬から開催する予定としているが、10月1日実施の住宅・土地統計調査の調査票の配布・回収と重なり、市町村担当者の対応が困難となることが予想される。このため、市区町村説明会の開催を早めたいので、その前に開催される実査ブロック別会議を8月下旬までに開催できないか。
- 関係者と調整の上、決めていきたい。
- 新統計法に基づく基幹統計の議論が行われているが、「漁業センサス」という名称も、今後検討が必要になってくるのではないか。
- 今回、流通加工調査にオンライン調査が取り入れられことは結構なことである。今後、有価証券報告書がXBRL (eXtensible Business Reporting Language)形式で提出できるようになる中で、それらの技術の活用についても、次回以降に向けて検討する必要がある。

(2) 農林水産統計の再構築

- アウトソーシングに伴い質の高い統計調査員の確保が重要とのことだが、中山間地域では、会社等を退職した者に対し、安い賃金でリーダー的に働いてもらう試みが行われている。このような者にも、統計調査員になってもらえればよいのではないか。
- 統計調査の実施基準の例が記述されているが、約60年振りに改正された統計法において、統計は社会の公共財であると位置付けられていることから、見直しに当たってはそういう観点も必要ではないか。
- 政府統計の役割は認識しており、それらも踏まえ整理していく。

－ 以上 －